

危機関連保証について

危機関連保証とは、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた中小企業者について資金の調達と支援し、中小企業者の事業継続や安定を図ることを目的としています。この措置により、一般保証の限度額（最大2.8億円）とセーフティネット保証の限度額（最大2.8億円）とは更に別枠の限度額（最大2.8億円）保証枠が利用可能となります。

事由名	令和二年新型コロナウイルス感染症
指定期間	令和2年2月1日（土）から令和3年6月30日（水）まで
対象者要件	詳しくは裏面をご覧ください

◎留意事項

- 申請書及び売上高等記入書類に記入された数値等については、原則として裏付けとなる書類を提出していただく必要があります。
- 金融機関等の方が申請業務を代行する際は、委任状が必要となります。
- 申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- 認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午後1時以降に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類（*：指定用紙）

* (1) 危機関連保証 申請書（2通）
* (2) 危機関連保証 売上高等記入書類（1通）
(3) 【法人のみ】履歴事項証明書（法務局・3か月以内のもの）の写し（1通）
(4) 【個人のみ】直近の所得税の確定申告書の写し（1通）
(5) 直近の決算書のうち、決算報告書の写し（1通）
(6) (2)の書類で記入した期間の売上高等が確認できる書類（売上台帳・試算表等）の写し（1通） ※売上高を比較する前年同月がすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、 原則として前々年の同月と比較してください。

※申請書類(1)及び(2)については、該当する対象者要件によって使用する様式が異なります。使用する様式については、裏面にてご確認ください。

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線479・384

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

対象者要件	使用する提出書類の様式	
	申請書	売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴が1年1ヶ月以上であること。</p> <p>(2) 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少することが見込まれること。</p>	第6項様式①	中小企業信用保険法第2条第6項①の売上高等記入書類

以下の条件の方は運用緩和の様式②～④で申請可能です。

- ・業歴3か月以上1年1か月未満の創業者の方
- ・前年以降店舗や業容を拡大したため前年との比較が困難な方

<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上に減少していること。</p>	第6項様式②	中小企業信用保険法第2条第6項②の売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して15%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して15%以上に減少することが見込まれること。</p>	第6項様式③	中小企業信用保険法第2条第6項③の売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、15%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して15%以上に減少することが見込まれること。</p>	第6項様式④	中小企業信用保険法第2条第6項④の売上高等記入書類